

# 法然上人行狀繪圖の複寫

井川定慶

## 目次

### 一序論

- A. 類例隔絶の祖傳
- B. 複寫本の價值
- C. 九卷傳の述作
- D. 知恩院と正統

### 二、當麻本

- (1) 法然上人形狀畫圖
  - A. 外題
  - B. 製作年攷
  - C. 一氣呵成作
  - D. 複原の證

法然上人行狀繪圖の複寫

三、眞宗所傳本

(2) 黒谷四十八卷繪詞 (存覺袖日記)

(3) 黒谷聖人繪詞拔書 (西本願寺藏)

四、知恩院本の抄寫

(4) 黒谷上人繪詞拔書 (近衛本)

(5) 法然上人傳繪圖 (燈譽本)

(6) 徳富蘇峰本 (文譽寫)

(7) 尊光法親王本 (未完)

(8) 古書目錄本

(9) 桑名久村家本

五、冷泉爲恭本

(10) 法然上人行狀繪圖

A. 門外不出の秘寶

B. 將軍の台覽

C. 増上寺本

D. 酒井家本

E. 伴大納言繪詞

(11) 法然上人繪傳 (狩野永納寫)

A. 増上寺本の複寫

B. 永納の寫本

## 一、序 論

A. 類例隔絶の祖傳 念佛の元祖法然上人の教化は遍ねくして門流繁く榮えたところから上人を景仰する祖傳が數多く述作され、詞書の他に繪圖を添えた繪詞傳や一目で見られて説明に便宜な掛幅の繪傳などがつくられ現在國寶、重文、重美に指定せられているのも多く、十五點を數え得るのであつてかかる例は他宗の祖師には全く類例を隔絶した存在である。

そこでただ單に『法然上人繪傳』と稱しても其れは一體どの傳記であるか途迷うところから其の主なものについても一往卷數によつて或は四卷傳、九卷傳、十卷傳、四十八卷傳と通稱し類別するのが例となり、今かかげた法然上人行狀繪圖四十八卷（原本・國寶・知恩院藏）は『四十八卷傳』と呼びならされている。

ところが此の四十八卷傳は上人の御法語を網羅し和歌も採り入れ上人の行狀のみならず門弟のことまでも述作されており繪畫の部面になると當時の風物、有職故實を知るに好資料とされている。門流はここから上人の衣鉢をつかみどり、更に宣布の資料を求めたし、また繪畫にあこがれて複寫するものがあらわれている。その複寫の目的を考へると

1. 副本をつくつて後の世に保存する爲め
2. 内容を廣く周知せしめんが爲め
3. 自らの教養もしくは參考資料として
4. 藝術品として憧憬のあまり

ということになるであろう。

### B. 複寫本の價值

ところで私は是等の複寫本があつたことによつて（二）原本『四十八卷傳』の製作年代を推定し得たこと、（二）原本の原形を偲びうる複原資料となし得られたことを感謝するものであることを最初に提示しておきたい。

さて法然上人行狀繪圖四十八卷述作について舜昌はその著『述懷鈔』第二十「吉水繪傳述作事」（續淨土全卷四）に

今不レ圖勅命ヲウケ、法然上人ノ勸化ヲ畫圖ニ寫シ彌陀稱名ノ本願ヲ卷軸ニ顯ハス事、偏ヘニ一念彌陀卽滅重罪云々

と自記しているが、それは何年に何巻のものであつたかどうかといふ疑問が出てくる。ところが舜昌をして祖傳を編修せしめた知恩院八世如一國師は大江家光の子であつて伏見、後伏見、後二條の三帝から歸崇をうけていたこと、そして舜昌の祖傳作製に同じ三帝の御名が出ていることを考え合はされるし、作製の時代として後伏見天皇の御在位（一二九八—一三〇二）か院政（一三三一—一三八）時代が想定せられる。（委細は拙著『法然上人繪傳の研究』一三二頁参照）

また舜昌が祖師傳をつくつた殆んど同時代の堺旭蓮社澄圓の『淨土十勝論』に「知恩院別當法印大和尚位舜昌得レ之而爲三祖師行狀畫圖之詞」といつている。（其の「之」は上來の文意から推して上人の御法語である）此れも時代を決める史料である。

### C. 九卷傳の述作

ところで一般に舜昌の祖師傳は先きに『九卷傳』をつくり、後に引き延ばして四十八卷をなすといふ。（淨土宗全書卷十七、忍海の奥書、其他）然し如一國師の意をうけて舜昌が九卷傳をつくる筈がない。

即ち嵯峨正信房湛空が『傳法繪流通』四卷を著して嵯峨こそ上人のゆかりの地なることを高調し、眞宗本願寺の覺

如が拾遺古德傳九卷を著して親鸞を正統と高揚しているに對し鎮西流の如一國師が百萬遍より知恩院へ轉住して來て此の源智ゆかりの知恩院をこそ上人靈蹟中の最たることを表はそうとして御縁に縋り勅命を拜して舜昌につくらしめる法然上人傳ならば、そこには知恩院の名が出て來なければ詮ないことである。

D. 知恩院と正統　いま四十八卷傳を繙讀するならば卷三十七には「件の眞影を知恩院に」卷三十八には「當時知恩院と」、卷四八には「知恩院に安置する繪像の眞影」と知恩院の名が三ヶ所に見られる、『九卷傳』には知恩院の名が一つも出て來ないのである。尙ほ西山善惠房證空を上人正流ときめている。即ち

卷三上に「是併し上人弘通の正義をしらざる故なり。善惠上人は本師上人の勸化をつぎ云々」

同卷上に「善惠上人の義更に本師上人の義に違すべからず。されば津戸入道は上人御往生の後是不審をば善惠上人に尋申けるに、彼返狀、全く上人勸化の詞に違せず」

卷七上に「上人御往生の後御門弟の中には誰人にか不審をも願申べく候らんと申けるに、善惠房といえる僧に相尋べしと仰られければ云々」

と上人の正統傳持者を善惠房證空と決めている『九卷傳』は如一國師の望む舜昌述作ではなくして、寧ろ四十八卷傳より抄録して『九卷傳』に改作したと見るべきである。参考のため四十八卷傳の聖光房辨長の條を引合ひに出すならば同卷四十六に

勢觀房(上人常隨の弟子源智)は先師念佛の義道をたがえず申人は鎮西の聖光房なりとぞまた云はく

二尊院の正信房などもわが義のあやまらぬ證誠には聖光房をこそ申されけれ

尚ほ九卷傳の卷四上に「羅城門礎事」という奇怪な傳説をとりあげているが、この傳説は『十卷傳』と本傳のみが載せていて初期の祖傳たる醍醐本、傳法繪、拾遺古德傳、四十八卷傳にはない物語であつて九卷傳が創作した傳説ではあるまいか。是等も四十八卷より後作の一證になるであらう。(前記『法然上人繪傳の研究』一五七—八頁参照)

## 二、當麻本

A. 外題 複寫本に繪圖と詞書とも忠實に複寫したものと抄録されているものがある。大和當麻奥院本は忠實な複寫本である。

### 〔1〕 法然上人形狀畫圖四十八卷〔重文〕

表題の「形」(行)と畫(繪)が原本と異字であることを先づ注意すべきである。知恩院本は『行狀繪圖』となつてゐる。そこで巷間もし「形狀畫圖」と題する四十八卷傳があるとせば當麻本の流れではあるまいかと先づ注目することであつて、知恩院本と一見して識別するポイントである。ところで獅子谷忍激の『御傳緣起』によると

又一部重寫の叡願をおこさせまいりけるにこれも程なく功成りてけり、第一、第十一、第三十一の三卷は、伏見法皇の宸翰云々

とあるが伏見法皇の宸翰たることは首肯し難いし、筆蹟全體から見ても當麻本が知恩院直後の作とは考え難いのである。また當麻奥院に藏する『奥之院緣起』には

「奥之院に安置せる大師の眞影は元知恩院に崇め在りしを應安三年(一三七〇)の春勅許に依りて十二世誓阿上人當院を開基して勅修御傳副本と俱に納め奉る」

と記しているが、法然上人を「大師」と稱していることによつて元祿十年（一六九七）正月十八日の賜號宣下以後の『縁起』たることが明かであるし、誓阿が當麻へ携行したといふ寺傳も疑はれてくる。

#### 忍激の『御傳縁起』に

「もしはからざる非常の災などにあいて兩部の御傳、時の間の鳥有ともなりなば、いかばかり心うきわざなるべければ一部をばいかにも世はなれたらんはるけき名山に藏して末の代の寶券に残さばや云々」

とある。火災の難を避けて當麻へ移したものである。知恩院は永享三年（一四三一）に焼け足利義教將軍は再興を令し翌年五月二十世空禪が知恩院本堂勸進躰（人別一文四十八萬人に喜捨を求む、版木現存）をつくり淨財勸募に當つて再興落慶せしめている點より或は二十世空禪が眼前に火災を見て複寫本を遠隔の大和當麻寺へ疎開せしめたかとも考えらる。

B. 製作年致　尚ほ中原康富記によると文安元年（一四四四）六月十、十一日にかけて四十八卷傳を伊勢兵庫助亭へ持ち出して見ているとせば、空禪の世代のことであつて知恩院の火災（永享三年）避難のため四十八卷傳が持ち出されている際であるし、後記する近衛本『法然上人繪詞』の書寫が文安四年十月二十五日であつたことも知恩院から持ち出されている間の寸隙を利用した所産かと察せらる。

餘談になるが伊勢兵庫助といふのは眞如堂十夜縁起に出ている發願主であるし、敦賀市原西福寺には彼の寄進狀が遺されていることを注意しておきたい。

さて當麻本の複寫年代を室町中期とするならば、此の伊勢兵庫助亭に四十八卷があつた時ではなかつたか。當麻本は寺傳の如く宸翰でないとしてもあの流麗な書蹟は貴族上層階級の手でなくしては到底及び難いもので此の時期

に複製して火災の厄を免れる爲め切めて副本なりと遠隔の名刹當麻寺へ移管したのかも知れない。

C. 一氣呵成作　さて當麻本は明かに知恩院本の複寫である。去る大正十一年夏期休暇を利用して當麻奥院にて藤堂祐範、江藤激英の兩師と共に知恩院本と對校したところ卷十八の「私云淨土宗の學者まず（五十二字脱漏）すべからく聖道をすてて淨土に歸すべし」「あるいは成就せるもあり（十二字脱漏）いぶかし法藏菩薩の」卷十九の「廻向しまいらせ（三十字脱漏）候はばやとこそは」卷三十六の「念佛をもて（十九字脱漏）さきとす」の如き其の著しい例を發見して想うに、書寫の際に誤つて當麻本が脱漏した結果で知恩院本を原本とすべきである。また繪圖にしても知恩院本は殆んど詞書と繪畫圖との料紙を異にしているに對し、當麻本は往々にして詞書の餘白に繪圖をつづけて描き足している事である。此れも知恩院本を手本として複寫する際に料紙を節約した結果であらう。

また詞書筆者について忍激の『御傳緣起』には伏見法皇（第一、十一、）世尊寺行俊（第八、）後伏見上皇（餘の四十三卷）とあり、奥院記録では、伏見法皇（第一）、世尊寺行俊（第二）、後伏見上皇（餘の十五卷）となつてゐる。就中第八と二十の二卷だけは他と異筆らしいが其他四十六卷は伏見法皇、後伏見上皇と區別し難いほど殆んど同一人の筆蹟かと想はせるものである。能書の筆蹟であることは間違いないが無論、伏見、後伏見の宸翰ではない。然し此の異筆の少ないことも知恩院本には随分多數の異筆を用いられてゐるに對し、少數の筆者で書き上げている點から考へて當麻本が如何に一氣呵成に書き上げたかの證據にもなると考えらる。

D. 復原の證　さて當麻寺に原本を偲ぼす證據となる價值を見出したことである。前記の如く實地調査に當つたところいろいろ教えられた中に、知恩院本が後世加筆添削されている部分を原初のままの姿を保存していた價值を見出した。即ち卷三十一の條の七ヶ條起請文連著の中で、知恩院本で「禪空」とあるところが當麻本には「禪空」



となつていた。不審に思つて知恩院原本にあたると「綽」はもとく「禪」であつたのを直ほして「親鸞」の別名「綽空」にしていることが分つた。

また卷四十五の源智の條に一枚起請文に當る上人の御法語がある。ところが知恩院本には盛んに朱書にて黒谷光明寺本の一枚起請文とほりに添刪されているところが當麻本には四十八卷傳獨自の御法語そのままであつて知恩院本が後世何らかの必要にせまられて加筆したことを證明してくれたのである。ここに早い時代の複寫が原初の面影を温存している價値をどどめていたわけである。

### 三、眞宗所傳本

#### 〔2〕 黒谷四十八卷繪詞

是れは眞宗本願寺三代覺如の長子である存覺の覺え書たる『袖日記』四二(六六―七頁)に出てくる四十八卷傳の記事である。それには

黒谷四十八卷繪詞

杉原四半紙五行定

第一 第一卷ヨリ 三十六丁  
第五卷マデ

第二 第六卷ヨリ 三十九丁  
第十卷マデ

第三 第十一卷ヨリ 四十五丁  
第十六卷マデ

法然上人行狀繪圖の複寫

第四 第十七卷ヨリ  
第二十卷マデ

五十丁

第五

第六

第七

第八

第九

第十

第四十一卷ヨリ  
第四十五卷マデ  
第四十六卷ヨリ  
第四十八卷マデ

六十二丁

三十八丁

と記されている。ところで存覺の父覺如が死んだ時は本願寺にあつては内外多事で苦難の境遇であつたところ其の葬送に際し「當住の誓阿（後ち知恩院十二世）懇義に取持廿三日朝出棺」と存覺は感謝の意を表している。其の觀應二年（二三五一）正月は知恩院ではまだ誓阿の住持でなく十世西阿の住持中の出來事である。四十八卷傳の編者舜昌が建武二年正月十四日に滅して十六年目に當る。誓阿と存覺との懇ろな間柄から察して知恩院所藏の四十八卷を書寫することを許されたであろうと諒察せしめられたのである。

〔3〕 黒谷聖人繪詞拔書 二冊 西本願寺藏

然し存覺は知恩院本を果して忠實に書寫したのであるか。『黒谷四十八卷繪詞』とは云い乍ら知恩院本でない四十八卷傳を書寫したのではあるまいかと考えていた折しも西本願寺の寶庫に『黒谷聖人繪詞拔書』の所藏されていることを知り、畏友宮崎圓邊博士の紹介にて其の實物を拜見するの光榮に浴したのである。此の古寫本は天文五年證如上人の奥書をもつもので丁度存覺袖日記に記されている第五、第六に相當する重寫本たるを確め得たのであ

る。

存覺袖日記には第五、第六所收の卷數を明記してはいないが前後のものから類推すると第五には「第二十一卷ヨリ第二十五卷マデ」第六には「第二十六卷ヨリ第三十卷マデ」が記載されていた筈である。それが今の第一冊には「黒谷上人繪詞第廿一卷」と題字を委しく書き次からは「第廿二卷」「第廿三卷」「第廿四卷」「第廿五卷」（但し此の第廿五卷のみは首題から一丁分缺けて「不隔、佛ノ在世ノ衆生、モシハ佛ノ滅後ノ衆生云々」となっているが）となつており、第二冊目に於て第廿六卷から始まり、全く紙を改めて

### 黒谷上人繪詞第廿六卷

#### 第一段

として「武藏國ノ御家人云々」と本文は何れも片假名で寫され「第廿七」「第廿八」「第廿九卷」とつづき「第廿九卷」の最後のところで光明房宛の沙門源空の書狀が半分ほど逸して次の「第三十卷」とあるべきところもなく第三十卷の本文の「上人ノ師範功德院ノ肥後云々」と續いている。

されば第一冊（卷第廿一―廿五）第二冊（卷第廿六―三〇）は夫れ々『袖日記』の第五、第六冊に該當するのである。そして奥書として「于天文五年丙申六月八日釋證如之書」と自署されており、それが本文と同筆蹟であるから他をして書寫せしめず證如上人御自筆本といふことになる。恐らく四十八卷の中の第一卷から廿卷までと第三十一卷から四十八卷までの分も書寫せられたであろうが大坂石山本願寺、和歌山鷺森、貝塚、天満そして京都へと本願寺が轉々とする間に散佚したものであらう。

ところで天文五年六月八日の證如寫本は卷二十一から卷三十までしか収録せられていないが、詞書は省略するこ

となく書寫してあり本文は知恩院本の内容と合致するものであつて、上記の如く分冊して収録している巻數より察して『袖日記』にいう存覺寫本の『黒谷四十八卷繪詞』よりの轉寫たるに間違ひなく、今この寫本の内容が知恩院本に合致することによつて遡つて存覺の書寫したのは知恩院原本より詞書を忠實に寫したことが確實になつたのである、而して西本願寺本が『繪詞拔書』といつてゐるのは詞書の省録「拔書」でなくして「繪圖」を抄略したことを意味してゐるのである。

#### 四、知恩院本の抄寫

〔4〕 黒谷上人繪詞拔書（近衛本） 陽明文庫藏

大正十三年十月から私は京都大學寄托中の近衛家文書の整理と調査に従事し、九萬八千餘點の中から幾多の珍しい文獻を見出した中に外題『法然上人繪詞』というのを發見した。内題は『黒谷上人繪詞拔書法然上人源空』となつてゐる。極めて小冊子であるがその奥書には

本云 永享九年八月 於江洲金勝寺寫之畢

右筆 玉泉坊覺泉

皆 文安四年十月二十五日書寫 持主 正玉

此の本の詞書は抄略されており、卷末に備忘らしい短篇を集記しているが、（一）序文が知恩院四十八卷傳と全く同じ、（二）淨土開宗を承安五年としている（三）淨土開宗の典據を觀經疏に依るとしているのが特徴である。此れは四十八卷傳の抄録本であつて九卷傳に依つてゐるものでない。何となれば九卷傳には觀經疏によつて淨土開宗

したというてはいないのである。

また上述の如く（當麻本の條）知恩院が永享三年に火災があつて四十八卷傳など疎開されている間に書寫の機會を得たものを更に重寫した抄録本と解すべきである。

尙ほ上記の存覺本（西本願寺本も）、近衛本とも「黒谷上人繪詞」と表題しているところから推して是らが書寫せられた頃までは知恩院本は「黒谷上人繪詞」となつていたのであろう。知恩院の記録によると四十八卷傳は江戸時代にあつても度々改裝されているが、それよりも前の室町中期に改裝される際に知恩院では「法然上人行狀繪圖」と題し副本の當麻本では知恩院本に擬して「法然上人形狀畫圖」と表題して今日に至つていふものと考えられる。

〔5〕 法然上人傳繪圖（燈譽本） 某氏藏

昭和二十八年初春、堺市濱寺昭和町南史一氏宅にて拜見した袋綴本で其の内容は四十八卷傳であるが繪相はない。其の奥に

本云 永祿元<sup>戊午</sup>年八月廿五日 燈譽<sup>在</sup>八十六歳書功訖

天正九年<sup>庚未</sup>六月廿五日書功畢 三十郎三慶<sup>花押</sup>

と記されている。知恩院本四十八卷の詞書を完全に複寫している點では當麻本に次ぐ古寫本である。和泉で寫されているところから燈譽は知恩院所藏の末寺調査帳である『蓮門精舎舊詞第九冊（續淨全・卷一八）に收めていゝ岸和田市春木西福寺の開山燈譽を調べると

永祿二<sup>巳未</sup>年二月晦日行年八十八歳遷化之由申傳、此儀も焼失已後記録無之故不分明、元祿九<sup>丙子</sup>年十一月四日西

## 福寺玉譽

というのがあつた。年齢に一年の差があるが、西福寺でも焼けて確かな記録をなくしているから八十八歳が八十七歳と記憶違いであつたのかも知れない。尚ほ此の燈譽は佐野（現在の泉佐野）上善寺を始め泉州に多くの名利を開創する程の大徳であつたから、知恩院でも相當信望を得て四十八卷傳の複寫を特に許されたものと察せらる。三慶は其れを重複寫したのである。

## 〔6〕 徳富蘇峰遺愛本（文譽寫） 徳富文庫藏

袋綴本である。蘇峰先生御存命中に恩借して拜見したがその奥書によるに、慶長十二年（一六〇七）正月京都大宮歸命院住僧文譽がまだ宇治にいた頃、大願を發して宇治から何回も知恩院へ通つて漸く四十八卷傳を書寫し得ている。此れにも繪相はなく唯だ詞書のみである。

## 〔7〕 尊光法親王本 （未完）

後奈良天皇は享祿四年（一五三二）閏五月より徳譽光然（知恩院二七世）を召して四十八卷傳を講せしめ、後水尾天皇は知恩院門主二世尊光法親王を召して四十八傳をとりよせ親しく歎覽ありて

これ誠に希代の名物なり、殊に數百年の星霜をおくり應仁の兵火をものがれて四十八卷具足して今の世まで傳りけるも又奇なり。よろしく秘重して宗門萬代の規模にそなうべし

という勅詔があり、先代の帝（伏見、後伏見、後二條の三帝）の勅慮になぞらえ四十八卷の繪詞を複寫せしめて尊光法親王に賜るべしとて、土佐法眼常照、住吉法眼具慶に命じて製作せしめられんとせられたが、其功未だ半にして法親王が延寶八年（一六八〇）正月六日示寂せられるにより御沙汰止みになつたと『知恩院舊記拔萃』に記されている

し、事實それらしいものを知らない。

四十八巻傳の叙覽は其の後も享保二十年三月に中御門天皇(知恩院日鑑記載)、寛政二年五月二十五日には光格天皇に當麻輿院本と併せて叙覽(同日鑑)に供している。

〔8〕 古畫目錄記載本

古畫目錄に

法然上人四十八巻傳 從四位下刑部大輔飛驒守光秀

法然上人繪傳四十八巻摹本 狩野周信 同古信

と記されているが、兩本とも其の所在は明らかでないから、どの程度の模寫本なるか分らない。後者は畫工のものであるから繪相を目的に複寫せられていることを想像せられ、詞書が付していたかどうか前者は其の兩方か片方なるかも詳かでない。弘願本と通稱する『法然聖人繪』を晴川院狩野養信が三巻模寫して自らの参考に資したように、此の四十八巻傳の繪によつて自らの畫境を開拓しようとして模寫したのかも知れない。

春山武松が東洋美術第九號で村山長學氏所藏の岩佐勝重(又兵衛嫡子)筆「室君圖」が知恩院四十八巻傳卷三「室津の

段」を原畫にしていると指摘されたことがある。浮世繪の宗家とも云うべき岩佐家が此の四十八巻傳繪相を参考にしていた一端に過ぎないが、前記の光秀、周信、古信も亦自らの畫材の参考のために複寫したものか、それとも幕府、または大藩の所望によつて模本をつくつて納入した時のものか、實物の奥書などを確める必要がある。

〔9〕 桑名久村本 尾道市 某氏藏

此の繪卷は『法然上人形狀畫圖』と表題されていて四十六巻である。二巻を逸したものとくく四十八巻であった。表題の示す如く大和當麻寺からの複寫であることが一見して知られ、内容も亦然りであつた。江戸中期の作。

桑名の眞宗別院へ興入されたお姫さんの所持品であつたのを受けついでと久村源助氏は云つていられるが、轉々として現在尾道市の畫家某氏の所藏に歸している。

## 五、冷泉爲恭本

### 〔10〕 法然上人行狀繪圖

A. 門外不出の秘寶 近世大和繪復興の名手で京都御所の小御所の屏風などを描いている冷泉爲恭が知恩院本四十八卷を三本までも複製しそれが知恩院、増上寺と名古屋の某家に所藏されている。

四十八卷傳はそれまでに宮中で叡覽に供してゐるしまた別に江戸に於ても屢々將軍の台覽に供せられている。近いところでも寶永六年には將軍家宣、天保十四年六月には將軍家慶の台覽があつた。其の節原本を保存する爲めには新しく副本を寫し作らせて代理せしめらるることが議せられ其の詞書は原本の例にならない主上の宸翰を始め上方の染毫を將軍家より朝廷に直接願出る事にした。それにしても其の手本に原本を用いることは、餘りに大切なものなる爲め、汚損若しくは破損することを防ぐべく同様の複製本をつくらせたいという申出となつたのである。處が是れより先きの天保三年四月廿五日の知恩院日鑑には

御門主（尊超法親王）尊前（説行大僧正）へ御直に被仰談候に者、昨日院參之處、勅修御傳昨冬關東え取寄に相成狩野探信筆に而寫得に相成候事も御上被聞召、爾來狼に不指出様御内々御沙汰在候に付、向後山主並兩役寮主立合封印いたし嚴重に守護可有之旨、門室重役え證狀爲取替置候様被仰聞、右尊前より兩役へ被仰付候事

と。これによると光格天皇は四十八卷傳を尊重のあまり猥りに門外に持ち出すことを叡慮されて門主尊超法親王



(光格天皇御養子の關係)の參内の際に其の嚴重護持を内々御沙汰遊され、門主より任職説行大僧正に注意傳達あつて護持の規定が作製されるに至つてゐる。

B. 將軍の台覽　かかる折しも將軍家より四十八卷傳の詞書を朝廷に複寫を願出られる事になつたので、將軍家の希望を果たすには先づ知恩院原本の副本をつくらしめることであつた。そして複寫の筆者を冷泉爲恭に決めたのである。爲恭については「兼而古畫寫生見事之趣に候」という風評があつた。天保十五年七月廿五日の知恩院日鑑に

勅修御傳昨卯(天保十四年)六月　台覽被仰出西念寺護持就下向御寫取之趣に候處、先達而御門主善導寺源光院江御直命、右寫取御傳畫所江被仰付候處、荒方出來に候得共、彩色當年中掛り可申皆出來候はゞ御傳江御指登有之筈、左候時者主上始宮堂上方江言葉書御認之儀御參府中御登城之節公方様御直に御頼被爲在候、就而者夫々御頼御進達に付手本御入用御本傳御指越候時者自然之事可有之哉御心痛之思召に付同列篤と示談之上勘考有之候はゞ可申出御沙汰候、依之冷泉三郎爲恭兼而古畫寫生見事之趣に候へ共、何分大切之御品故山外へ難出當山江相越寫生之旨頼遣、則試に一段爲寫御門主江入御覽候處、眞寫生也と御感心之旨猶跡も追々爲寫可申御沙汰候、幸御忌日に付今日寫し爲初候事(天保十五年)

即ち二十五日は御忌日に相當するからといふので天保十五年七月二十五日の御忌日を卜して寫し始めさせてゐる、ところで天保十五年には爲恭はまだ二十二歳であつたが、彼は既に十九歳にして「光格天皇策命繪卷」(東京國立博物館所藏)を描き上げ其の技倆を狩野宗家の晴川院法印に認められ且つ絶讃の辭を發している程である。弘化二十五年二月二日の知恩院日鑑には

於公邊に大師繪詞傳御寫に相成、右之御品御殿江御廻し相成、當大僧正御方始役向山内共可致拜見候依御沙汰  
尊前始役向山内共拜見候事

とあるから複寫されて五歳餘で出來たわけである。處が繪傳の目録には

嘉永第六癸丑春中初院

藏人所衆正六位下行式部省大録菅原朝臣爲恭謹寫之

とあるところ見ると表裝などに年時をかけ更に五年を経過していることが知られる。

而して出來上つたものは原本を忠實に複寫しており、詞書の文字も原本の筆勢手法をよく傳えて、鎌倉末の書蹟を偲ばせるに充分たるのみならず、また繪畫の部分は剝落寫と稱せられる手法で原畫の保存狀態そのままの描寫で一見して原畫と見間違ふほどの精巧さである。されば現在でも國寶原本の代用として諸種の展覽用にも利用されている有様である。

C. 増上寺本　さて増上寺所藏の爲恭書寫の四十八卷傳について嘉永六年七月増上寺前大僧正章譽の筆にて「圖書國司爲恭が好古の志厚く繪圖の業に巧なるを傳へ聞き華頂山の幹事に計りて原本を模寫せしむ。弘化四年の春より去の年までに全く功成りぬ云々」とあり、繪卷の目録には知恩院と同じく嘉永六年春の落款がある。其の間の消息について知恩院日鑑にはまた

三月十七日　（嘉永六年）

緣山章譽大僧正御方御住職中、大師繪詞傳御當山新寫之通緣山にも御什寶に被成置候に付、年頭使參府之節御頼有之候に付、畫工冷泉爲恭へ申付追々出來次第差贈り當年全部出來候に付、年頭使西園寺持參候處、緣山様にも

殊外御満足被思召御謝辭有之、役者始畫工夫々懸り年來手數も相懸り、右爲御挨拶銀十枚大僧正より被下候に付、右之旨奥向へも申上、役所一同畫工行者相模へも致配分候事

右によると最初知恩院にて原本を複寫せしめているうち増上寺からも希望されてまた一本を書寫せしめたこととなる。増上寺では將軍の台覽に供する心組みもあつたものと察せらる。かくて此の知恩院本、増上寺本の二通りあることは早くから知られていたのである。

D. 酒井家本　ところが大正十二年若州小濱のもと藩主酒井家より法然上人繪傳四十八卷（爲恭寫）が賣立に出されて、「ここにもあつたのか」と首をかしげたのである。然るに其の後程なくして藤堂祐範氏のもとに爲恭關係の繪卷や草稿文書などが一括して入手されたが、其の中の反古がきの一枚に

おのれはいかなるゑにしにやありけむ、今は廿とせはかり先つ年に門生源恭儀藤原永言等をひきいて、吉水の寺なる圓光大師勅修繪詞の元本をもつて寫し奉ること三本、又一本其ほとにおもあつたまふけるは、愚によつて拙き身のかゝる尊き卷々を度々にうつし奉る此ゆかりをもて、口には南無阿彌陀佛などおもいつゞけてあり經たるに云々

とあり、爲恭が三本つくつたことが證明されたのである。其の直後に京都市左京區高野蓮華寺所藏の爲恭筆の法然上人畫像裏書に、其れを淨書していることが判明したのである。

爲恭は仕事として法然上人繪傳を書寫しているうちに上人の徳に心をひかれ上記するが如く「口には南無阿彌陀佛などおもいつゞけて」と念佛の信仰にひきいれられている。その爲めであらうか、知恩院大殿安置の御影を繪にした畫像（大阪市桃谷順一氏藏）や前記の蓮華寺所藏の繪像、上人繪傳を書幅仕立のものにした絹本着色十二軸（長崎

市大音寺藏)、縮寫にした四幅本(京都市大雲院所藏)があり、大阪市上本町念佛寺假寓中に七日間の五重相傳を授與されているし、同寺の本堂に善導大師畫像と法然上人畫像の兩幅を丹念に仕上げて獻納されている。

因みに申す。知恩院にて繪傳四十八卷を書寫せしめたについての書寫料其他謝儀總計は金百四十九兩であつて、白米(壹石に付銀七十五匁) 菜代薪炭油の代金、美濃紙、阿波紙などの明細が知恩院日鑑に記されていて當時の經濟狀態の一斑を知り得て興味がある。

E. 伴大納言繪詞 話は遡るが爲恭は十一、二歳で大和繪に志し梅尾高山寺の住職と昵懇となるや毎日辨當持ちで古畫の模寫に出かけている。其の頃數日間家に歸らず家人が心配していると壬生寺の地藏尊の古畫あるを知つて熱心に模寫して滯留していたという、また納言の模寫にかかる伴大納言應天門火災繪詞(原本は傳光長筆・若州酒井家所藏)を見て垂涎措く能はず價を問へば三十兩、此の由を父に告げたと其の志を愛し此れを購うて與えたが、臨摹數回大いに倭繪の蘊奥を了得するに至つたという。然し其の原本が見たい一念から當時京都所司代であつた酒井家に入入して「北野天神緣起」の模寫などの用命を拜したが、幼少の頃入手した「伴大納言繪詞」の原本を見せてもらふよう懇願するが容易に聞き入れられなかつたのである。そこで上記の知恩院四十八卷傳模寫を酒井家に納めて侯の甘心をかい遂に「伴大納言繪詞」の原本を見ることの執念を果たしたようである。

此の「伴大納言繪詞」の模本が出来上ると門生三谷盛茂のところへ送つている。それは安政三年(一八五六)であつて、四十八卷傳模寫(嘉永六年)から三年後の出来ごとである。

[11] 法然上人繪傳 殘缺二十二卷 香川縣 金刀比羅神社藏

A. 増上寺本の複寫 大正十三年八月金刀比羅神社を探訪し際、爲恭の筆になる繪卷や草稿類と共に法然上人繪

詞の寫本や其れに關する文書の數々を知り得たのである。

その時の同行者逸木盛照氏は『冷泉爲恭の生涯』という著書の中に爲恭は金刀比羅宮所藏の『奈與竹物語』を一覽する爲めにわざ／＼來訪して來たという。また奈良春日神社の社家富田光美が金刀比羅宮司と眼懇の間柄であつたので爲恭の歿後、彼より預つていた印章まで添えて金刀比羅へ届けたと記されている。そういう事情で爲恭の作品や覺書斷簡草稿類が同社に現存するわけである。

その反故の中に法然上人傳緣由についての草稿を見付けたが、それには

法然上人傳云は、後二條院宸翰にして繪は土佐吉光の筆になりたるもの、今に緣山に傳れる。いかにも世にまれなる畫詞傳なりとて、されば今の華頂山の大僧正この傳を摹寫してよとおほせことありければ、去し冬遠く江戸にいたり彼山の大僧正に請い奉りて繪は大島千載をしていにしえふりのまゝをうつさしめ、詞書はおのれ老いの眼を拭いて、ようよう寫しとり侍りぬ。ことし春都に登りて華頂山の大僧正に奉りけるにこよなうろこばせ賜いつ、これなん法の師の鑑ともなりて人の心を正すべきものなりとて遂に知恩院の寶庫におさめて永く後の代に傳え賜う、よりてその故よしを卷の端にしるし傳りぬ。

これによると知恩院の四十八卷傳を江戸の三緣山増上寺へ納入した返禮として江戸より増上寺所藏の法然上人傳二卷（傳後二條天皇宸翰・土佐吉光筆）を畫工大島千載に詞書は爲恭の筆でつくらせて知恩院へ納入された事であるか、現在其の複寫繪卷は知恩院に残されていない。名古屋市中村區光明寺に近年或る信者から寄進になつた江戸末期寫しの増上寺本二卷がある。然し「卷の端にしるし侍る」という爲恭の由來書もないから知恩院から流れ出たものか否か斷定し難い。

B. 永納の寫本　さて爲恭關係として奈良から琴平へ送られて來た中に、「已上四十八卷　狩野永納寫之」と奥書のある法然上人繪傳殘缺二十二卷が交つている。繪は墨書で詞書を缺いている。

此の永納というのも前記の門生源恭儀、藤原永言、行納の三人に加つて知恩本複寫に携つた一人であろう。

(昭和四三・十一・二五日)